

職員の懲戒処分について（令和3年12月教育委員会定例会）（議案第24号関係）

No.	1
処分年月日	令和3年12月20日
処分の種類	免職
処分の理由	<p>生徒に対するわいせつ行為等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反）</p> <p>（事件・事故の概要） 被処分者は、次の行為を行った。</p> <p>（1） 東北水泳大会に生徒を引率していた令和3年7月17日（土）、会場である秋田市内のプールの男子トイレにおいて、用便中の男子生徒をスマートフォンで動画撮影し、児童ポルノを製造した。</p> <p>（2） 令和元年冬頃から令和3年7月頃にかけて、勤務校の男子トイレにおいて、用便中の男子生徒等をスマートフォンで動画撮影した。</p>
事件発生年月日	令和元年冬頃から令和3年7月まで
被処分者の年齢	41歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	盛岡第一高等学校
被処分者の職	教諭
被処分者の氏名	やまざき みつひろ 山崎 満広
備考	

No.	2	3
処分年月日	令和3年12月20日	令和3年12月20日
処分の種類	戒告	戒告
処分の理由	管理監督責任	管理監督責任
	(概要) No.1の事案に関し、令和3年度において、校長として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。	(概要) No.1の事案に関し、令和元年度において、校長として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。
事件発生日	令和3年度	令和元年度
被処分者の年齢	50歳代	60歳代
被処分者の性別	男性	男性
被処分者の所属	県立高等学校	県立高等学校
被処分者の職	校長	校長
被処分者の氏名	—	—
備考	盛岡教育事務所管内	—